

# 島根地方最低賃金審議会

## 島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会

### 第2回会議 議事要旨

開催日時	令和4年9月26日(月)午後0時55分～午後2時36分		
開催場所	島根労働局 専用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 最低賃金に関する基礎調査結果について 2 設定様式について 3 金額審議		
議 事 要 旨			
1 部会長が、本日の会議は島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会運営規程第5条第1項但し書により会議を非公開とし、同運営規程第6条第2項及び第3項により議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明した。			
2 賃金室長補佐が、当該業種にかかる最低賃金に関する基礎調査結果について、合同部会の配付資料に基づき説明した。			
3 設定様式について、事務局提案どおりとすることが確認された。			
4 金額審議において、労働者側委員から、「島根県最低賃金が早期に時給1,000円を目指す中において、その先駆けとして鉄鋼業が時給1,000円を実現するために必要な金額であること。長引くコロナ禍に加え、ウクライナ情勢による経済の停滞等日本経済を取り巻く環境は厳しさの一途をたどっているが、鉄鋼業界の人手不足問題も一向に解決されておらず、鉄鋼業のイメージは肉体的にも安全衛生面からも厳しいものがあり、鉄鋼の仕事に新規に進みたいと思う人がいないのが実態であり、まずは賃金の引き上げが必要であること。基礎調査の影響率をみると、一定の支払い能力を有している実態にあり、県最賃との比較において、鉄鋼最賃の優位性の確保を図りたい。」などの主張があり、引上げ額46円の提示が行われた。 一方、使用者側委員からは、「基本的には県賃と同様に3要素で考えると、労働者の生計費などは物価指数から理解できるものの、鉄を取り巻く環境は厳しく賃金支払い能力の問題に尽きる。カーボンニュートラルやサステナブルの環境配慮などに費用が掛かるし、エネルギー高にあえいでいる現状がある。島根は下請け・孫請け体質であり、なかなか材料等の高騰に対して製品に価格転嫁ができない。」などの主張があり、これらのことから、賃金改定状況調査の第4表③の賃金上昇率2.4%の引上げ額22円の提示が行われた。 その後協議した結果、引上げ額を労働者側は40円、使用者側は30円とするとの再提示			

があったものの、現時点でこれ以上の歩み寄りはなく、次回審議において、さらに金額を詰めることとされた。

- 5 部会長が、次回も金額審議となることから、専門部会運営規程第5条第1項但し書により会議を非公開とし、同運営規程第6条第2項及び第3項により議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明し、閉会とした。